

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年一月十二日

大阪府知事 吉村 洋文

大阪府規則第二号

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成六年大阪府規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																										
<p>(規制基準等)</p> <p>第七条 条例第十八条第一項の規則で定める規制基準は、別表第五に掲げるとおりとする。</p> <p>2 条例第十八条第二項第三号の規則で定める有害物質は、別表第一第三号及び第二十五号に掲げる物質とする。</p>	<p>(規制基準等)</p> <p>第七条 条例第十八条第一項の規則で定める規制基準のうち届出施設に係る規制基準は、別表第五に掲げるとおりとする。</p> <p>2 条例第十八条第二項第三号の規則で定める有害物質は、別表第一第四号、第七号、第八号、第十号、第十三号及び第十四号に掲げる物質とする。</p>																																																										
<p>別表第一（第三条関係）</p> <table border="1" data-bbox="247 1108 794 1758"> <tr><td>一</td><td>アクリロニトリル</td></tr> <tr><td>二</td><td>アセトアルデヒド</td></tr> <tr><td>三</td><td>エチレンオキシド</td></tr> <tr><td>四</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>五</td><td>塩化メチル</td></tr> <tr><td>六</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>七</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>八</td><td>クロム及び三価クロム化合物</td></tr> <tr><td>九</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>十</td><td>クロロホルム</td></tr> <tr><td>十一</td><td>一・二ジクロロエタン</td></tr> <tr><td>十二</td><td>ジクロロメタン</td></tr> <tr><td>十三</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>十四</td><td>テトラクロロエチレン</td></tr> <tr><td>十五</td><td>トリクロロエチレン</td></tr> <tr><td>十六</td><td>トルエン</td></tr> <tr><td>十七</td><td>十九</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>二十</td><td>一・三ニブタジエン</td></tr> <tr><td>二十一</td><td>二十五</td><td>(略)</td></tr> </table>	一	アクリロニトリル	二	アセトアルデヒド	三	エチレンオキシド	四	(略)	五	塩化メチル	六	(略)	七	(略)	八	クロム及び三価クロム化合物	九	(略)	十	クロロホルム	十一	一・二ジクロロエタン	十二	ジクロロメタン	十三	(略)	十四	テトラクロロエチレン	十五	トリクロロエチレン	十六	トルエン	十七	十九	(略)	二十	一・三ニブタジエン	二十一	二十五	(略)	<p>別表第一（第三条関係）</p> <table border="1" data-bbox="853 1108 1401 1758"> <tr><td>一</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>二</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>三</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>四</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>五</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>六</td><td>八</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>九</td><td>十三</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>十四</td><td>エチレンオキシド</td></tr> </table>	一	(略)	二	(略)	三	(略)	四	(略)	五	(略)	六	八	(略)	九	十三	(略)	十四	エチレンオキシド
一	アクリロニトリル																																																										
二	アセトアルデヒド																																																										
三	エチレンオキシド																																																										
四	(略)																																																										
五	塩化メチル																																																										
六	(略)																																																										
七	(略)																																																										
八	クロム及び三価クロム化合物																																																										
九	(略)																																																										
十	クロロホルム																																																										
十一	一・二ジクロロエタン																																																										
十二	ジクロロメタン																																																										
十三	(略)																																																										
十四	テトラクロロエチレン																																																										
十五	トリクロロエチレン																																																										
十六	トルエン																																																										
十七	十九	(略)																																																									
二十	一・三ニブタジエン																																																										
二十一	二十五	(略)																																																									
一	(略)																																																										
二	(略)																																																										
三	(略)																																																										
四	(略)																																																										
五	(略)																																																										
六	八	(略)																																																									
九	十三	(略)																																																									
十四	エチレンオキシド																																																										
<p>別表第三（第五条関係）</p> <table border="1" data-bbox="247 1792 794 2072"> <tr> <th>項</th> <th>施設の種類の種類等</th> </tr> <tr> <td>一</td> <td>繊維製品の製造（衣服その他の繊維製品に係るものを除く。）の用に供する施設で、次に掲げるもの イ〜（略）</td> </tr> </table>	項	施設の種類の種類等	一	繊維製品の製造（衣服その他の繊維製品に係るものを除く。）の用に供する施設で、次に掲げるもの イ〜（略）	<p>別表第三（第五条関係）</p> <table border="1" data-bbox="853 1792 1401 2072"> <tr> <th>項</th> <th>施設の種類の種類等</th> </tr> <tr> <td>一</td> <td>繊維製品の製造（衣服その他の繊維製品に係るものを除く。）の用に供する施設で、次に掲げるもの イ〜（略）</td> </tr> </table>	項	施設の種類の種類等	一	繊維製品の製造（衣服その他の繊維製品に係るものを除く。）の用に供する施設で、次に掲げるもの イ〜（略）																																																		
項	施設の種類の種類等																																																										
一	繊維製品の製造（衣服その他の繊維製品に係るものを除く。）の用に供する施設で、次に掲げるもの イ〜（略）																																																										
項	施設の種類の種類等																																																										
一	繊維製品の製造（衣服その他の繊維製品に係るものを除く。）の用に供する施設で、次に掲げるもの イ〜（略）																																																										

	ト 滅菌施設及び消毒施設	チ 消毒施設
一	木材若しくは木製品の製造（家具に係るものを除く。）又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの イ ホ（略） ハ 滅菌施設及び消毒施設	木材若しくは木製品の製造（家具に係るものを除く。）又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの イ ホ（略） ト ハ 滅菌施設 消毒施設
三	(略)	(略)
四	化学工業品、石油製品又は石炭製品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの イ 令別表第二の三の項に掲げる焙焼炉、焼結炉及び煨焼炉（無機化学工業品の製造の用に供するものに限る。）同表の十の項に掲げる反応炉及び直火炉（無機化学工業品の製造の用に供するものに限る。）同表の十一の項に掲げる乾燥炉、同表の十二の項に掲げる電気炉（カーバイドの製造の用に供するものに限る。）同表の十五の項に掲げる乾燥施設、同表の十七の項に掲げる溶解槽、同表の十八の項に掲げる反応炉並びに同表の二十六の項に掲げる反射炉、反応炉及び乾燥施設 ロ 別表第三第一号の表の四の項に掲げる焙焼炉、同表の五の項に掲げる焼結炉、同表の六の項に掲げる煨焼炉、同表の七の項に掲げる反応炉、同表の八の項に掲げる直火炉、同表の十の項に掲げる電気炉及び同表の二十三の項に掲げる乾燥炉 ハ 反応施設及び直火炉（イ及びロに掲げる施設を除く。）	化学工業品、石油製品又は石炭製品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの イ 令別表第二の十の項に掲げる反応炉（無機化学工業品の製造の用に供するものに限る。） ロ 令別表第一の十七の項に掲げる溶解槽 ハ 令別表第一の十八の項に掲げる反応炉 ニ 令別表第一の二十六の項に掲げる反射炉及び反応炉 ホ 別表第三第一号の表の七の項に掲げる反応炉 ヘ 反応施設（イからホまでに掲げる施設を除く。） ト 令別表第一の十の項に掲げる直火炉（無機化学工業品の製造の用に供するものに限る。） チ 別表第三第一号の表の八の項に掲げる直火炉 リ 直火炉（ト及びチに掲げるものを除く。） ヌ 令別表第一の十一の項に

	ト 滅菌施設及び消毒施設	チ 消毒施設
一	木材若しくは木製品の製造（家具に係るものを除く。）又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの イ ホ（略） ハ 滅菌施設及び消毒施設	木材若しくは木製品の製造（家具に係るものを除く。）又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの イ ホ（略） ト ハ 滅菌施設 消毒施設
三	(略)	(略)
四	化学工業品、石油製品又は石炭製品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの イ 令別表第二の三の項に掲げる焙焼炉、焼結炉及び煨焼炉（無機化学工業品の製造の用に供するものに限る。）同表の十の項に掲げる反応炉及び直火炉（無機化学工業品の製造の用に供するものに限る。）同表の十一の項に掲げる乾燥炉、同表の十二の項に掲げる電気炉（カーバイドの製造の用に供するものに限る。）同表の十五の項に掲げる乾燥施設、同表の十七の項に掲げる溶解槽、同表の十八の項に掲げる反応炉並びに同表の二十六の項に掲げる反射炉、反応炉及び乾燥施設 ロ 別表第三第一号の表の四の項に掲げる焙焼炉、同表の五の項に掲げる焼結炉、同表の六の項に掲げる煨焼炉、同表の七の項に掲げる反応炉、同表の八の項に掲げる直火炉、同表の十の項に掲げる電気炉及び同表の二十三の項に掲げる乾燥炉 ハ 反応施設及び直火炉（イ及びロに掲げる施設を除く。）	化学工業品、石油製品又は石炭製品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの イ 令別表第二の十の項に掲げる反応炉（無機化学工業品の製造の用に供するものに限る。） ロ 令別表第一の十七の項に掲げる溶解槽 ハ 令別表第一の十八の項に掲げる反応炉 ニ 令別表第一の二十六の項に掲げる反射炉及び反応炉 ホ 別表第三第一号の表の七の項に掲げる反応炉 ヘ 反応施設（イからホまでに掲げる施設を除く。） ト 令別表第一の十の項に掲げる直火炉（無機化学工業品の製造の用に供するものに限る。） チ 別表第三第一号の表の八の項に掲げる直火炉 リ 直火炉（ト及びチに掲げるものを除く。） ヌ 令別表第一の十一の項に

<p>六</p> <p>ゴム製品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの</p> <p>ハ イ・ロ (略)</p> <p>ハ 滅菌施設及び消毒施設</p>	<p>ニ 乾燥・焼付施設(イ及びロに掲げる施設を除く。)</p> <p>ホ 合成施設、重合施設及び分解施設</p> <p>ヘ 精製施設、抽出施設、晶出施設、蒸留施設、蒸発施設及び濃縮施設</p> <p>ト トーリ (略)</p> <p>ス 混合施設、配合施設及び混練施設</p> <p>フ フ (略)</p> <p>フ 滅菌施設及び消毒施設</p> <p>ワ ワ (略)</p> <p>ワ 洗浄施設(洗浄槽の液面の面積が〇・五平方メートル以上のものに限る。)</p>
<p>五</p> <p>プラスチック製品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>ヘ 配合施設及び混練施設</p> <p>ト 滅菌施設及び消毒施設</p>	<p>ル 掲げる乾燥炉</p> <p>ル 令別表第一の十五の項に掲げる乾燥施設</p> <p>ヲ 令別表第一の二十六の項に掲げる乾燥施設</p> <p>ワ 別表第三第一号の表の二十三の項に掲げる乾燥炉</p> <p>カ 乾燥・焼付施設(又からうまでに掲げる施設を除く。)</p> <p>ヨ 令別表第一の三の項に掲げる焙焼炉、焼結炉及び煨焼炉(無機化学工業品の製造の用に供するものに限る。)</p> <p>タ 別表第三第一号の表の四の項に掲げる焙焼炉</p> <p>レ 別表第三第一号の表の五の項に掲げる焼結炉</p> <p>ソ 別表第三第一号の表の六の項に掲げる煨焼炉</p> <p>ツ 令別表第一の十二の項に掲げる電気炉(カーバイドの製造の用に供するものに限る。)</p> <p>ネ 別表第三第一号の表の十の項に掲げる電気炉</p> <p>ナ 合成施設</p> <p>ラ 重合施設</p> <p>ム 分解施設</p> <p>ウ 精製施設</p> <p>キ 抽出施設</p> <p>ク 晶出施設</p> <p>コ 蒸留施設</p> <p>カ 蒸発施設</p> <p>ク 濃縮施設</p> <p>マ (略)</p> <p>コ 混合施設</p> <p>エ 配合施設</p> <p>テ 混練施設</p> <p>ア (略)</p> <p>キ 滅菌施設</p> <p>キ 消毒施設</p>

<p>六</p> <p>ゴム製品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの</p> <p>ハ イ・ロ (略)</p> <p>ハ 滅菌施設</p>	<p>ル 掲げる乾燥炉</p> <p>ル 令別表第一の十五の項に掲げる乾燥施設</p> <p>ヲ 令別表第一の二十六の項に掲げる乾燥施設</p> <p>ワ 別表第三第一号の表の二十三の項に掲げる乾燥炉</p> <p>カ 乾燥・焼付施設(又からうまでに掲げる施設を除く。)</p> <p>ヨ 令別表第一の三の項に掲げる焙焼炉、焼結炉及び煨焼炉(無機化学工業品の製造の用に供するものに限る。)</p> <p>タ 別表第三第一号の表の四の項に掲げる焙焼炉</p> <p>レ 別表第三第一号の表の五の項に掲げる焼結炉</p> <p>ソ 別表第三第一号の表の六の項に掲げる煨焼炉</p> <p>ツ 令別表第一の十二の項に掲げる電気炉(カーバイドの製造の用に供するものに限る。)</p> <p>ネ 別表第三第一号の表の十の項に掲げる電気炉</p> <p>ナ 合成施設</p> <p>ラ 重合施設</p> <p>ム 分解施設</p> <p>ウ 精製施設</p> <p>キ 抽出施設</p> <p>ク 晶出施設</p> <p>コ 蒸留施設</p> <p>カ 蒸発施設</p> <p>ク 濃縮施設</p> <p>マ (略)</p> <p>コ 混合施設</p> <p>エ 配合施設</p> <p>テ 混練施設</p> <p>ア (略)</p> <p>キ 滅菌施設</p> <p>キ 消毒施設</p>
<p>五</p> <p>プラスチック製品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>ヘ 配合施設</p> <p>ト 混練施設</p> <p>リ 滅菌施設</p> <p>リ 消毒施設</p>	<p>ル 掲げる乾燥炉</p> <p>ル 令別表第一の十五の項に掲げる乾燥施設</p> <p>ヲ 令別表第一の二十六の項に掲げる乾燥施設</p> <p>ワ 別表第三第一号の表の二十三の項に掲げる乾燥炉</p> <p>カ 乾燥・焼付施設(又からうまでに掲げる施設を除く。)</p> <p>ヨ 令別表第一の三の項に掲げる焙焼炉、焼結炉及び煨焼炉(無機化学工業品の製造の用に供するものに限る。)</p> <p>タ 別表第三第一号の表の四の項に掲げる焙焼炉</p> <p>レ 別表第三第一号の表の五の項に掲げる焼結炉</p> <p>ソ 別表第三第一号の表の六の項に掲げる煨焼炉</p> <p>ツ 令別表第一の十二の項に掲げる電気炉(カーバイドの製造の用に供するものに限る。)</p> <p>ネ 別表第三第一号の表の十の項に掲げる電気炉</p> <p>ナ 合成施設</p> <p>ラ 重合施設</p> <p>ム 分解施設</p> <p>ウ 精製施設</p> <p>キ 抽出施設</p> <p>ク 晶出施設</p> <p>コ 蒸留施設</p> <p>カ 蒸発施設</p> <p>ク 濃縮施設</p> <p>マ (略)</p> <p>コ 混合施設</p> <p>エ 配合施設</p> <p>テ 混練施設</p> <p>ア (略)</p> <p>キ 滅菌施設</p> <p>キ 消毒施設</p>

七	<p>窯業製品又は土石製品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの</p> <p>イ 令別表第一の九の項に掲げる焼成炉及び溶融炉並びに同表の十一の項に掲げる乾燥炉</p> <p>ロ 別表第三第一号の表の十一の項に掲げる焼成炉、同表の十二の項に掲げる溶融炉及び同表の二十三の項に掲げる乾燥炉</p> <p>ハ 焼成施設及び溶融施設（イ及びロに掲げる焼成炉及び溶融炉を除く。）</p> <p>ニ 乾燥・焼付施設（イ及びロに掲げる乾燥炉を除く。）</p> <p>ホ・ヘ（略）</p> <p>ト 滅菌施設及び消毒施設</p>
八	<p>鉄鋼若しくは非鉄金属の製造、金属製品の製造又は機械若しくは機械器具の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの</p> <p>イ 令別表第一の三の項に掲げる熔焼炉、焼結炉及び假焼炉（金属の精錬の用に供するものに限る。）、同表の五の項に掲げる溶解炉、同表の十一に掲げる乾燥炉、同表の十二の項に掲げる電気炉（製鉄、製鋼又は合金鉄の製造の用に供するものに限る。）、同表の十四の項に掲げる焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉、同表の二十四の項に掲げる溶解炉並びに同表の二十五の項に掲げる溶解炉</p>

七	<p>二 消毒施設</p> <p>窯業製品又は土石製品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの</p> <p>イ 令別表第一の九の項に掲げる焼成炉</p> <p>ロ 別表第三第一号の表の十一の項に掲げる焼成炉</p> <p>ハ 焼成施設（イ及びロに掲げる焼成炉を除く。）</p> <p>ニ 令別表第一の九の項に掲げる溶融炉</p> <p>ホ 別表第三第一号の表の十一の項に掲げる溶融炉</p> <p>ヘ 溶融施設（ニ及びホに掲げる溶融炉を除く。）</p> <p>ト 令別表第一の十一の項に掲げる乾燥炉</p> <p>チ 別表第三第一号の表の二十三の項に掲げる乾燥炉</p> <p>リ 乾燥・焼付施設（ト及びチに掲げる乾燥炉を除く。）</p> <p>ヌ・ル（略）</p> <p>ソ 滅菌施設</p> <p>ワ 消毒施設</p>
八	<p>鉄鋼若しくは非鉄金属の製造、金属製品の製造又は機械若しくは機械器具の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの</p> <p>イ 令別表第一の三の項に掲げる熔焼炉、焼結炉及び假焼炉（金属の精錬の用に供するものに限る。）</p> <p>ロ 令別表第一の五の項に掲げる溶解炉</p> <p>ハ 令別表第一の十二の項に掲げる電気炉（製鉄、製鋼又は合金鉄の製造の用に供するものに限る。）</p> <p>ニ 令別表第一の十四の項に掲げる焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、転炉及び溶解炉</p> <p>ホ 令別表第一の二十四の項</p>

九	その他の製品の製造の用に供す
カ	洗淨施設（洗淨槽の液面の面積が〇・五平方メートル以上のものに限る）
ワ	滅菌施設及び消毒施設
ル	（略）
ル	混合施設、配合施設及び混練施設
リ	酸洗施設、エッチング施設及び電解研磨施設
ト・チ	（略）
ホ	（略）
ヘ	電気めつき施設、溶融めつき施設及び化成皮膜施設
ニ	乾燥・焼付施設（イ及びロに掲げる乾燥炉を除く。）
ハ	金属溶解・精錬施設（イ及びロに掲げる施設を除く。）
ロ	別表第三第一号の表の十四の項に掲げる焙焼炉、同表の十五の項に掲げる焼結炉、同表の十六の項に掲げる煨焼炉、同表の十七の項に掲げる溶解炉、同表の十八の項に掲げる溶解炉、同表の二十一の項に掲げる電気炉、同表の二十二の項に掲げる電気炉及び同表の二十三の項に掲げる乾燥炉

九	その他の製品の製造の用に供す
エ	消毒施設
コ	滅菌施設
フ	（略）
ケ	混練施設
マ	配合施設
ヤ	混合施設
ク	（略）
オ	電解研磨施設
ノ	エッチング施設
キ	酸洗施設
ウ	化成皮膜施設
ラ	（略）
ム	溶融めつき施設
ナ	電気めつき施設
ネ	（略）
ソ	乾燥・焼付施設（ヨからシまでに掲げる乾燥炉を除く。）
シ	別表第三第一号の表の二十三の項に掲げる乾燥炉
レ	別表第三第一号の表の十四の項に掲げる乾燥炉
タ	令別表第一の十一の項に掲げる乾燥炉
ヨ	令別表第一の十一の項に掲げる乾燥炉
カ	金属溶解・精錬施設（イからワまでに掲げる施設を除く。）
ワ	別表第三第一号の表の十二の項に掲げる電気炉
ヲ	別表第三第一号の表の十一の項に掲げる電気炉
ヾ	別表第三第一号の表の八の項に掲げる溶解炉
ル	別表第三第一号の表の七の項に掲げる溶解炉
ヌ	別表第三第一号の表の六の項に掲げる煨焼炉
リ	別表第三第一号の表の五の項に掲げる焼結炉
チ	別表第三第一号の表の五の項に掲げる焙焼炉
ヘ	令別表第一の二十五の項に掲げる溶解炉
ト	別表第三第一号の表の十四の項に掲げる焙焼炉

	る施設で、次に掲げるもの イ ホ (略) ハ 滅菌施設及び消毒施設	(略)	
十一	医療業の用に供する滅菌施設 (病床数(医療法第七条第二項 第一号に規定する精神病床及び 同項第四号に規定する療養病床 の数を除く。)が二百床以上の病 院(医療法第二十一条第一項第 三号に掲げる手術室を有するも のに限る。)又は滅菌業を営む者 の事業所に係るものに限る。)及 び消毒施設(病床数が二百床以 上の病院に係るものに限る。)	(略)	
十二	消毒業の用に供する滅菌施設及 び消毒施設		
十三	洗濯業の用に供する施設で、次に 掲げるもの イ 消毒施設 ロ ドライクリーニング(特 定物質等の規制等によるオ ゾン層の保護に関する法律 (昭和六十三年法律第五十 三号)第二条第一項の特定 物質を用いるドライクリー ニングを除く。以下同じ。 の用に供するクリーニング 施設(洗濯、脱液及び乾燥を 同一の機械で行うものに限 る。) ハ ドライクリーニングの用 に供する乾燥施設		
十四	物の製造に係る塗装の用に供す る吹付塗装施設(排風機の能力 が一分間当たり一〇〇立方メー トル以上である施設に限る。)		

備考 (略)

一・二 (略)

三 十の項のイの施設で塩化水素、水銀及
びその化合物又は揮発性有機化合物の
みを発生し、及び排出するもの

四 十の項のロ及びハの施設で揮発性有
機化合物のみを発生し、及び排出するも
の

	る施設で、次に掲げるもの イ ホ (略) ト 消毒施設	(略)	
十一	医療業の用に供する施設で、次に 掲げるもの イ 滅菌施設(病床数(医療法 第七条第二項第一号に規定 する精神病床及び同項第四 号に規定する療養病床の数 を除く。)が二百床以上の病 院(医療法第二十一条第一 項第三号に掲げる手術室を 有するものに限る。)又は滅 菌業を営む者の事業所に係 るものに限る。) ロ 消毒施設(病床数が二百 床以上の病院に係るものに 限る。)	(略)	
十二	消毒業の用に供する施設で、次に 掲げるもの イ 滅菌施設 ロ 消毒施設		
十三	洗濯業の用に供する消毒施設		

備考 (略)

一・二 (略)

三 法規則別表第三の第三欄に掲げる施
設で同表の第二欄に掲げる物質又は塩
化水素のみを発生し、及び排出するもの

四 十の項のロ及びハ以外の施設(前号に
掲げる施設を除く。)で塩化水素のみを
発生し、及び排出するもの

五 十の項の施設でクロロエチレン、ベン
ゼン、ホルムアルデヒド又はエチレンオ
キシドのみを発生し、及び排出するも
の

五 十の項以外の施設(次号に掲げる施設を除く。)で塩化水素のみを発生し、及び排出するもの

六 十の項以外の施設であつて次のイからへまでに掲げる施設のうち、次の表の上欄に掲げる施設で同表の下欄に掲げる物質のみを発生し、及び排出するもの

イ 法規則別表第三の第三欄に掲げる施設
ロ 法規則別表第三の三の中欄に掲げる施設

へ 小型乾燥炉(一の項、二の項、四の項、五の項及び七の項から九の項までの施設のうち乾燥炉、乾燥施設及び乾燥・焼付施設であつて排風機の能力が一分間当たり一〇立方メートル未満のものをいう。以下同じ。)

施設	物質
イからへまでのいずれにも該当する施設	塩化水素、水銀及びその化合物、トルエン又は当該施設については法規則別表第三の第二欄に規定する物質(以下この号において「法有害物質」という。)
イ及びロに該当し、へに該当しない施設	塩化水素、水銀及びその化合物又は法有害物質
イ及びへに該当し、ロに該当しない施設	塩化水素、トルエン又は法有害物質
ロ及びへに該当し、イに該当しない施設	塩化水素、水銀及びその化合物又はトルエン
イのみに該当する施設	塩化水素又は法有害物質
ロのみに該当する施設	塩化水素又は水銀及びその化合物
へのみに該当する施設	塩化水素又はトルエン

七 十三の項のロ及びへに該当する施設で、当該施設を設置する事業場の一回のドライクリーニングに係る洗濯能力が三〇キログラム未満の事業場に設置されるもの

三 (略)

項	施設の種類のイニ (略)	規模又は能力
一	食料品の製造の用に供する施設で、次に掲げるものイニ (略)	イの施設にあつてはベルトの幅が四〇センチメートル以上であるか、又はバケツトの内容積が〇・〇一立方メートル以上であること。ロの施設にあつては原動機の定格出力が一・五キロワット以上で

六 法規則別表第三の三の中欄に掲げる施設で水銀及びその化合物のみを発生し、及び排出するもの

三 (略)

項	施設の種類のイニ (略)	規模又は能力
一	食料品の製造の用に供する施設で、次に掲げるものイニ (略)	イの施設にあつては輸送能力が一時間当たり三〇トン以上かつベルトの幅が四〇センチメートル以上であるか、又はバケツトの内容積が〇・〇一立方メートル以上であること。ロの施設にあつては原動機の定

	<p>三 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
	<p>四</p>	<p>化学工業品、石油製品又は石炭製品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの イーリ (略)</p>	<p>イの施設にあっては面積が五〇〇平方メートル以上であること。ロの施設にあってはベルトの幅が一メートル以上であること。ハ及びニの施設にあっては原動機の定格出力が一・五キロワット以上であること。ホの施設にあっては原動機の定格出力が七・五キロワット以上であること。リは造粒機にあっては造粒機の内径が一・五メートル以上であること。</p>

<p>三 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>四</p>	<p>化学工業品、石油製品又は石炭製品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの イーリ (略)</p>	<p>イの施設にあっては面積が五〇〇平方メートル以上であること。ロの施設にあっては輸送能力が一時間当たり三〇トン以上かつベルトの幅が四〇センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が一・〇一立方メートル以上であること。ハ及びニの施設にあっては原動機の定格出力が一・五キロワット以上であること。ホの施設にあっては原動機の定格出力が七・五キロワット以上であること。リは造粒機にあっては造粒機の内径が一・五メートル以上であること。</p>

二一
(略)

項	有害物質の種類	規制基準
一	二の項及び三の項に掲げる有害物質以外の有害物質	(略)
二	エチレンオキシド	大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次の各号のいずれかに該当すること。 一 燃焼式処理装置又は薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。 二・三 (略)
三	六価クロム化合物	(略)

備考

3 1・2 (略)
3 揮発性有機化合物に係る規制基準は、別表第三第二号の表十の項の施設については適用しない。

4 (略)

5 トルエンに係る規制基準は、小型乾燥炉については適用しない。

二一
(略)

項	有害物質の種類	規制基準
一	二の項から四の項までに掲げる有害物質以外の有害物質	(略)
二	クロロエチレン及びベンゼン	大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次の各号のいずれかに該当すること。 一 燃焼式処理装置、吸着式処理装置又は薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。 二・三 (略)
三	ニッケル化合物、砒素及びその化合物並びに六価クロム化合物	(略)
四	エチレンオキシド	大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次の各号のいずれかに該当すること。 一 燃焼式処理装置又は薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。 二 前号に掲げる処理装置と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 三 第一号に掲げる処理装置と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。

備考

3 1・2 (略)
3 クロロエチレン、ベンゼン、ホルムアルデヒド又はエチレンオキシドに係る規制基準は、別表第三第二号の表十の項の施設については適用しない。

4 (略)

5 一の項に掲げる有害物質の量は、三十分間値とする。ただし、有害物質の量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均

7 6 (略)
 1—3 (略)
 四 ニッケル化合物 ニッケル
 五 砒素及びその化合物 砒素
 六・七 (略)

付表第一

有害物質の種類	Kの値
アクリロニトリル	二・七二
アセトアルデヒド	一六三
塩化水素	(略)
塩化メチル	二二八
(略)	(略)
カドミウム及びその化合物	(略)
クロロエチレン	一三・六
クロロホルム	二四・五
一・二ジクロロエタン	二・一八
ジクロロメタン	二〇四
水銀及びその化合物	(略)
テトラクロロエチレン	二七二
トリクロロエチレン	一七七
鉛及びその化合物	(略)
ニッケル化合物	〇・〇三四〇
砒素及びその化合物	〇・〇〇八一六
一・三ブタジエン	三・四〇
ベリリウム及びその化合物	(略)
ベンゼン	四・〇八
(略)	(略)

三 付表第二 (略)
 (略)

別表第八 (第十五条関係)

項	施設	期間
一	別表第三第二号の表に掲げる施設のうち次に掲げる施設 一・二 (略) 三 四の項のイのうち令別表第一の三の項に掲げる焼結炉及び煨焼炉(無機化学工業品の製造の用に供するものに限る。) 同表の十の項に掲げる反応炉及び直火炉(無機化学工業品の製造の用に供するも	

7 6 の量とする。
 (略)
 1—3 (略)

四・五 (略)

付表第一

有害物質の種類	Kの値
塩化水素	(略)
(略)	(略)
カドミウム及びその化合物	(略)
水銀及びその化合物	(略)
鉛及びその化合物	(略)
ベリリウム及びその化合物	(略)
(略)	(略)

三 付表第二 (略)
 (略)

別表第八 (第十五条関係)

項	施設	期間
一	別表第三第二号の表に掲げる施設のうち次に掲げる施設 一・二 (略) 三 四の項のイ、ホ、ト、チ、リ、カ(乾燥施設を除く。)、ヨ(焙焼炉を除く。)、レ、ソ、ツ、ネ、フ、エ、テ及びアに掲げる施設	

<p>二 別表第三第二号の表に掲げる施設のうち次に掲げる施設</p> <p>一 一の項のトに掲げる施設</p> <p>二 二の項のへに掲げる施設</p> <p>三 四の項のヲ及びワに掲げる施設</p> <p>四 五の項のトに掲げる施設</p> <p>五 六の項のへに掲げる施設</p> <p>六 七の項のトに掲げる施設</p> <p>七 八の項のワ及びカに掲げる施設</p> <p>八 九の項のへに掲げる施設</p> <p>九 十一の項に掲げる施設</p> <p>十 十二の項に掲げる施設</p> <p>十一 (略)</p> <p>十二 十四の項に掲げる施設</p>	<p>七・八 (略)</p> <p>六 八の項のイのうち令別表第一の三の項に掲げる焙焼炉、焼結炉及び鍛焼炉(金属の精錬の用に供するものに限る。)、同表の五の項に掲げる溶解炉並びに同表の十二の項に掲げる電気炉(製鋳、製鋼又は合金鉄の製造の用に供するものに限る。)、ロ(別表第三第一号の表の二十三の項に掲げる乾燥炉を除く。)、ホ、ル(配合施設を除く。)、並びにヲに掲げる施設</p> <p>五 七の項のへに掲げる施設</p> <p>四 (略)</p> <p>三の項に掲げる乾燥炉を除く。)、ハ(反応施設を除く。)、ニ(乾燥施設を除く。)、リ、ヌ(混合施設を除く。)、並びにルに掲げる施設</p> <p>の十二の項に掲げる電気炉(カーバイドの製造の用に供するものに限る。)、ロ(別表第三第一号の表の四の項に掲げる焙焼炉及び同表二十三の項に掲げる乾燥炉を除く。)、ハ(反応施設を除く。)、ニ(乾燥施設を除く。)、リ、ヌ(混合施設を除く。)、並びにルに掲げる施設</p>	<p>(略)</p>
---	--	------------

<p>二 別表第三第二号の表に掲げる施設のうち次に掲げる施設</p> <p>一 一の項のト及びチに掲げる施設</p> <p>二 二の項のへ及びトに掲げる施設</p> <p>三 四の項のサ及びキに掲げる施設</p> <p>四 五の項のチ及びリに掲げる施設</p> <p>五 六の項のへ及びニに掲げる施設</p> <p>六 七の項のヲ及びワに掲げる施設</p> <p>七 八の項のコ及びエに掲げる施設</p> <p>八 九の項のへ及びトに掲げる施設</p> <p>九 十一の項のイ及びロに掲げる施設</p> <p>十 十二の項のイ及びロに掲げる施設</p> <p>十一 (略)</p>	<p>七・八 (略)</p> <p>六 八の項のイ、ロ、ハ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、ツ、ヤ、ケ及びフに掲げる施設</p> <p>五 七の項のルに掲げる施設</p> <p>四 (略)</p>	<p>(略)</p>
--	--	------------

別表第八の三を次のように改める。

別表第八の三（第十五条の三関係）

項	指定有害物質の種類	ばい煙等排出者	汚染防止措置の種類	記録事項		記録頻度
				確認時の状況	前回確認後の稼働状況	
一	エチレンオキシド	別表第三第二号の表に掲げる施設において発生するエチレンオキシドを大気中に排出する者	一 燃焼式処理装置	燃焼室の温度	燃料の使用量	原則として毎週一回以上
			二 薬液による吸着式処理装置	薬液の循環状況	薬液の使用量	
二	六価クロム化合物	別表第三第二号の表に掲げる施設において発生する六価クロム化合物を大気中に排出する者	一 じろ過集じん装置	集じん装置の差圧	ダストの引抜年月日及び引抜量	原則として毎週一回以上
			二 洗浄集じん装置	洗浄水量又は水位	一 充填材の交換年月日 二 汚泥の引抜年月日及び引抜量	
			三 電気集じん装置	電圧	ダストの引抜年月日及び引抜量	

備考

- この表の第四欄に掲げる措置と同等以上の性能を有する処理装置又は同等以上の排出抑制のできる構造については、この表の第五欄に掲げる事項に代えて、当該処理装置の稼働状況又は当該排出抑制のできる構造の管理状況を適切に把握できる事項を記録事項とする。
- 有害物質に係る届出施設に係る使用及び管理の状況をより適切に把握できると認められる事項がある場合には、この表の第五欄に掲げる事項に代えて、その事項を記録事項とすることができる。
- 安全上の理由その他やむを得ない理由によりこの表の第五欄に掲げる事項を記録することが困難な場合には、当該事項に代えて、この表の第五欄に掲げる事項のうち確認時の状況若しくは前回確認後の稼働状況のいずれか又は有害物質に係る届出施設に係る使用及び管理の状況を適切に把握できると認められる事項を記録事項とすることができる。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第一の表に掲げるアクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化メチル、クロロホルム、一・二ジクロロエタン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及び一・三ブタジエンに係る新規則別表第五第二号の表一の項に規定する規制基準は、この規則の施行の際現に設置されている改正前の大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）別表第三第二号の表に掲げる届出施設（設置の工事がされているものを含む。）において発生し、大気中に排出される有害物質（大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成六年大阪府条例第六号。以下「条例」という。）第十八条第二項に規定する有害物質をいう。）については、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から一年間は、適用しない。

- 3 前項に規定する届出施設であつて、旧規則別表第五第二号の表二の項及び三の項に規定する規制基準の適用を受けていたもの（六価クロム化合物を発生するものを除く。）については、施行日から一年間は、引き続き同表に規定する規制基準に適合する限り、新規則別表第五第二号の表一の項に規定する規制基準に適合するものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に設置されている新規則別表第三第二号の表四の項のワ、同表八の項のカ、同表十三の項のロ及びハ又は同表十四の項に掲げる施設（設置の工事がされているものを含む。）について新規則別表第八の規定により規制基準を適用しない間、附則第二項の規定により、新規則別表第三第二号の表に掲げる施設において発生し、大気中に排出される有害物質の規制基準を適用しない間又は前項の規定により、旧規則別表第五第二号の表二の項及び三の項に規定する規制基準に適合している届出施設を新規則別表第五第二号の表一の項に規定する規制基準に適合するものとみなす間は、これらの届出施設において発生する当該有害物質を大気中に排出する者については新規則別表第八の二の規定は適用しない。
- 5 この規則の施行の際現に設置されている施設であつてこの規則の施行により新たに新規則別表第三第三号の表に掲げる施設に該当することとなるもの（設置の工事がされているものを含む。）については、新規則別表第五第三号の表に規定する規制基準は、施行日から一年間は、適用しない。